

教職員のSNS等の利用に関する指針

- 1 教職員は、児童生徒との間でソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS等」という。）を用いた個人的（又は私的）なやりとりは絶対に行わないこと。
- 2 教職員は、教科指導、学級運営、部活動指導等を効果的に実施するために、SNS等を用いて生徒に必要な連絡を行う場合は、次の（ア）又は（イ）に限ること。
 - （ア）教職員及び児童生徒に付与されたアカウントを使用して連絡する場合
（例 Google Classroom、Classi、スタディサプリ等）
 - （イ）あらかじめ校長の許可を得た個人のアカウントを使用して連絡する場合
- 3 2の場合における連絡内容は、管理職、副担任、副顧問、学年主任など他の教職員へ同時送信（CC等）するなど、複数の教員間で共有し、児童生徒との1対1でのやり取りは行わないこと。
- 4 児童生徒から意図せずにSNS等による緊急の連絡があった場合は、個々の事案の内容や児童生徒の特性等に応じて適切に対応するとともに、速やかに管理職へ報告すること。